

「坂のまちサミット及びワークショップ」企画運営業務 委託仕様書

1. 背景と目的

海と山が近く豊かな自然環境を有する神戸はその地形から、天然の良港や高台から見渡す美しい景観を備え、また居住空間においても坂が多いまちでもある。

社会・経済情勢の変化とともに、坂が多い地形をもつ都市ではその住環境としての不便さから、人口減少や高齢化の進行による生活上の支援ニーズが増加するなど、基礎自治体にとって様々な課題が浮き彫りになっている。

ポテンシャルのある神戸の坂の価値を再評価し、また課題についても様々なアプローチで議論を深めることで、坂のまちとしての取り組みの方向性を検討し、まちの魅力発信に取り組んでいく。

2. 事業概要

(1) 坂の活用ワークショップ

神戸市内の坂をコンテンツとして発信している坂の愛好家や民間事業者、及び市内の学生を集め、「坂の活用ワークショップ」を開催し、取り組み事例の共有やディスカッションより、坂の魅力発信策や活用策を検討する。

ワークショップのプログラムは、坂の魅力を体感できるプログラムや、坂の多い暮らしの環境と健康との関連についてのディスカッションなどを実施すること。

- ①開催時期 令和6年6月以降 3時間程度
- ②会場 収容人数30人程度の規模を有する神戸市内の会場
- ③想定人数 20名程度

(2) 坂のまちサミット

全国の坂が多いまちが集まり「坂のまちサミット」を開催し、それぞれのまちが有する課題や事例を共有することで、課題解決に向けた具体的な方策をディスカッションにより検討し、また、負の側面ばかりではない坂の多いまちの魅力発信策を検討する。

サミットのプログラムは、有識者による基調講演、自治体職員や坂の愛好家によるパネルディスカッションなど、今後の斜面地対策につながるよう効果的なプログラムを実施すること。

- ①開催時期 令和6年8月以降 2～3時間程度
- ②会場 収容人数100人程度の規模を有する神戸市内の会場
- ③想定人数 100名程度

3. 委託業務内容

受託者が行う業務は、当事業を実施するために必要なすべての業務とすること

① 業務実施体制の構築

本業務を確実に履行できる体制を設け、進捗を管理する責任者を明確にしておくこと

② 参加者の募集に係る業務

③ 司会者の設定

参加者や聴衆にとって興味深く親しみやすいものとするためにふさわしい司会者を設定すること

④ 有識者の招聘

サミットで基調講演を実施する場合は、「1. 背景」にふさわしい知見を有した有識者を調整し、招聘すること

⑤ 坂の愛好家の招聘

坂の魅力を紹介しディスカッションできる坂の愛好家を数名調整し、招聘すること

⑥ 企画提案

神戸市企画調整局政策課と協議の上、ワークショップ・サミットのプログラム・論点を企画すること

⑦ サミットにおける Web 配信の実施

開催会場以外でも内容を視聴できるよう Web 配信を行うこと

⑧ 出演料等の支払い

有識者、坂の愛好家及び司会者への出演料を支払うこと

⑨ 会場手配

・実施内容に適した機能・規模を有し、参加者の利便性を重視した立地の会場を手配すること

・会場とは別途、有識者・自治体職員・坂の愛好家の出演前控室を用意すること

※会場使用料や会場備品のレンタル料は、会議終了後、神戸市企画調整局政策課が支払う

⑩ 当日物品の手配

・参加者へのアンケート実施

(Web 形式も可、アンケート内容は神戸市企画調整局政策課と事前に調整すること)

・当日配布プログラムの作成

・資料持ち帰り袋

・アンケート用クリップペン (紙実施の場合)

・スタッフ用名札 (必要数)

・登壇者用氏名名垂れ幕

・受付必要物品

⑪ サミット・ワークショップの運営

- ・主催者や出演者、司会者、関係先等との連絡・調整
- ・会場、控室、受付設営及び撤去
- ・当日必要物品等の搬入・搬出
- ・司会進行
- ・進行管理（会場レイアウト図、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本等資料の作成を含む）
- ・受付・案内・誘導
- ・運営スタッフの手配
- ・配布資料の袋詰め作業
- ・映像媒体の制作と映像機器操作
- ・安全管理

⑫ 成果物の提出

- ・サミット・ワークショップの報告書（データ）
- なお、報告書には下記の内容を含むこととする

- ・広報物等
- ・出席状況の最終的な取りまとめ
- ・アンケート原稿、アンケート分析結果
- ・サミット開催の記録・議事要旨、原稿おこし
- ・ワークショップ開催の議事要旨
- ・開催状況等の動画、画像

4. 業務委託期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

5. 留意事項

- ・業務の遂行にあたっては、手法や内容について神戸市企画調整局政策課と十分に協議し進めること
- ・神戸市企画調整局政策課は、必要に応じて委託業務の進捗状況について報告・提出を求めることができる
- ・サミット・ワークショップの開催日は神戸市企画調整局政策課が決定する
- ・サミットの参加都市との連絡調整は神戸市企画調整局政策課が実施する
- ・再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

- ・著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

- 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

- 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

- 情報セキュリティ

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

以上